

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案委員会修正要

旨

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成十四年」を「平成十五年」に改めるほか、所要の規定の整理を行うものである。